

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

工業統計調査は、製造業に属する事業所の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 10 号）であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3 調査の期日

平成 15 年工業統計調査は、平成 15 年 12 月 31 日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 F—製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

なお、西暦末尾が 0、3、5、8 の年は全事業所を、それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所を調査の対象としている。

5 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用いて、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

6 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数

平成 15 年 12 月 31 日現在の数値である。

なお、事業所とは、一般的に工場・製作所・製造所あるいは加工所などと呼ばれ、一区画を占めて主として製造又は加工し卸売りする事業所をいう。

(2) 従業者数

平成 15 年 12 月 31 日現在の常用労働者・個人事業主及び無給家族従業者の合計である。

なお、常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者。

イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、上記ア、イに準じる者。

エ 役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

オ 家族従業者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(3) 現金給与総額

平成 15 年の 1 年間に常用労働者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額（退職金、解雇予告手当、臨時及び日雇に対する給与等）の合計である。

(4) 原材料使用額等

平成 15 年の 1 年間における原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計である。

ア 原材料使用額

主要原材料、工場維持用材料及び消耗品などの使用額であり、原材料として使用した石炭、石油なども含んでいる。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 電力使用額

製品を造るために使用した電力及び事業所の電灯料である。自家発電は除かれる。

ウ 燃料使用額

製品を造るために使用した燃料（石炭・石油・ガス・コークス・木炭・薪炭など）であり、製品の運搬に使用したトラックの燃料なども含まれる。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他の事業所などに支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

(5) 製造品出荷額等

平成 15 年の 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

その事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、その事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。なお、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものも含んでいる。

イ 加工賃収入額

他の企業の所有に属する原材料又は製品を加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。

ウ 修理料収入額

他人のものを修理して受け取った、または受け取るべき修理料である。

エ その他収入額

冷蔵保管料、据付工事料、広告料、くず及び廃物の出荷額などである。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者数 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを、帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造する委託生産品も含んでいる。

(7) 敷地面積、建築面積、工業用水（従業者数 30 人以上の事業所）

敷地面積は、平成 15 年 12 月 31 日現在事業所が使用（賃借を含む）している生産設備のある敷地の全面積である。建築面積は、事業所地内にあるすべての建築物の面積をいう。

1 日当たり工業用水量は、平成 15 年の 1 年間にその事業所で使用した工業用水量（雑用水を含む）を、年間の操業日数で除した水量である。

(8) 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

平成 15 年の 1 年間の数値であり、帳簿価額によっている。

ア 土地・建物及び構築物（土木設備、建築付属設備を含む）

イ 機械及び装置（付属設備を含む）

ウ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具・器具・備品等

エ 除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどにより、減少した資産の額をいう。

オ 建設仮勘定

建設過程にある有形固定資産、例えば、建物が完成して固定資産勘定に組み替えられるまでの途中での出資がある場合、これを整理するための会計処理上の方法として設けられている。

カ 有形固定資産の投資総額の算式は次による。

投資総額＝有形固定資産の取得額（新規＋中古）＋（建設仮勘定の増－建設仮勘定の減）

(9) 生産額及び付加価値の算出式は次による。

生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

※従業者29人以下の事業所については、製造品出荷額等の数値を生産額としている。

付加価値額＝生産額－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

※従業者29人以下の事業所については、以下によります。

付加価値額＝製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

7 本書については、時系列比較の上から、従業者4人以上の事業所について集計した。

8 調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は、すべての項目で集計に含まない。

9 表彰

(1) 統計表中、「△」はマイナスの数値、「0.0」は単位未満、「－」は該当数値なしを表す。また、「X」は1または2事業所の数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した個所である。なお、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する個所は、「X」で表した。

(2) 単位未満の数値は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計の数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

(3) 平成15年調査の集計にあたっては、日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）を適用している。主な改正内容は以下のとおりである。なお、平成13年以前の数値は改定前の分類で集計した。

ア 旧中分類「30-電気機械器具製造業」が3分割され、新中分類「27-電気機械器具製造業」「28-情報通信機械器具製造業」「29-電子部品・デバイス製造業」となっている。

イ 旧中分類「33-武器製造業」が新中分類「32-その他の製造業」のうち小分類「328-武器製造業」となっている。

ウ 旧中分類「19-出版・印刷・同関連産業」のうち小分類「191-新聞業」及び「192-出版業」は、旧大分類「F-製造業」から「H-情報通信業」に、旧細分類「1294-こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」のうち「もやし製造業」は、一部が「F-製造業」から「A-農業」に分類替えされた。（工業統計調査対象外）

(4) 産業中分類の名称

次の省略表示による

省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業
10 飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
12 衣服	衣服・その他の繊維製品製造業
13 木材・木製品	木材・木製品製造業（家具を除く）
14 家具・装備品	家具・装備品製造業
15 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
16 印刷	印刷・同関連業
17 化学	化学工業
18 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
19 プラスチック製品	プラスチック製品製造業
20 ゴム製品	ゴム製品製造業
21 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
22 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
23 鉄鋼	鉄鋼業
24 非鉄金属	非鉄金属製造業
25 金属製品	金属製品製造業
26 一般機械	一般機械器具製造業
27 電気機械	電気機械器具製造業
28 情報通信機械	情報通信機械器具製造業
29 電子部品	電子部品・デバイス製造業
30 輸送機械	輸送用機械器具製造業
31 精密機械	精密機械器具製造業
32 その他の製品	その他の製造業

10 その他

- (1) この報告書の数値は、本市が独自集計した数値であり、経済産業省及び埼玉県が公表する数値と相違することがある。
- (2) 平成12年以前のデータについては、合併してさいたま市となる前の旧3市（浦和市、大宮市、与野市）のデータを便宜、合計したものである。